

国立病院機構宇多野病院研究利益相反審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立病院機構宇多野病院における研究に関する利益相反管理規程第3条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構宇多野病院に設置する国立病院機構宇多野病院研究利益相反審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、臨床研究等に係る利益相反に関する事項について審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、独立行政法人国立病院機構の役職員以外の者を含む男女両性をもって構成する。

- 2 委員は、院長が委嘱する。
- 3 院長は、委員になることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員を生じた場合は、院長は速やかに新たな委員を委嘱する。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は院長が指名する。
2 委員長は、委員会を統括するとともに、会議を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議決は出席した委員全員の合意による。ただし、審議の対象となる臨床研究等の実施者又は当該臨床研究等に関係する企業・団体と利益相反がある委員は、審議及び議決に加わることができない。
- 3 委員会は、審議の対象となる臨床研究等の実施者を委員会に出席させ、研究内容等について説明を求めることができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員会を公開することができるほか、委員会の審議経過及び議決に関する記録についても公開することができる。
- 5 前項までに規定する審議は院長が定めるところにより、持ち回り審査又は迅速審査において審議することができる。

(専門委員)

- 第7条 院長は、専門の事項を調査検討するため必要があると認めるときは、学識経験者の中から専門委員を委嘱することができる。
- 2 委員会は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、専門委員を委員会に出席させることができる。ただし、専門委員は、議決に加わることができない。

(管理の手順及び実施)

- 第8条 臨床研究等に係る利益相反の管理の手順及び実施については、委員会の決定を基に院長が別に定める。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、管理課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 1 令和元年6月21日一部改正

国立病院機構宇多野病院 利益相反審査委員会審査名簿

委 員		
氏 名	所属施設・職名	備 考
タマガジ カオリ 玉梶 香織	京都市立鳴滝総合支援学校長	外部委員
マツカゲ モンショウ 松陰 聞昭	真宗高田派大仙寺 住職	外部委員
ナカノ ダイサク 中野 大作	特定非営利活動法人フォーラムひこばえ 施設長	外部委員
オオエダ トモコ 大江田 知子	国立病院機構宇多野病院 臨床研究部長	委員長
ヤナギダ ヒデトシ 柳田 英寿	国立病院機構宇多野病院 統括診療部長	副委員長
サカモト フジミ 坂本 富士美	国立病院機構宇多野病院 看護部長	内部委員
サワダ ヒデユキ 澤田 秀幸	国立病院機構宇多野病院 副院長	内部委員
シライシ カズヒロ 白石 一浩	国立病院機構宇多野病院 小児科医長	内部委員
スドウ シンジ 須藤 慎治	国立病院機構宇多野病院 神経内科医長	内部委員
ウチズミ ヒロツグ 内炭 弘嗣	国立病院機構宇多野病院 救急部長	内部委員
ナカモリ ユキオ 中森 幸雄	国立病院機構宇多野病院 事務部長	内部委員
ミズノ ミノル 水野 実	国立病院機構宇多野病院 企画課長	内部委員
ムラタ マサフミ 村田 昌史	国立病院機構宇多野病院 管理課長	内部委員
サコウ ルミ 佐光 留美	国立病院機構宇多野病院 薬剤部長	内部委員
ナイトウ クラウド 内藤 宰人	国立病院機構宇多野病院 業務班長	内部委員
ウノ トモコ 宇野 智子	国立病院機構宇多野病院 看護師長	内部委員
フジワラ サチコ 藤原 佐知子	国立病院機構宇多野病院 薬務主任	内部委員
カワカツ スズノ 川勝 涼乃	国立病院機構宇多野病院 庶務係長	書記
フキ キョウコ 脇 恭子	国立病院機構宇多野病院 臨床研究部 研究補助員	オブザーバー(委員長指名)